

○議長 神谷信夫君

ただいまから令和5年第3回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 神谷信夫君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、3番西銘多紀子議員、4番照屋仁士議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 神谷信夫君

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 神谷信夫君

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果及び定期監査に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布してあります。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

諸般の報告をします。資料をお願いします。

1. 理事会について。令和5年9月25日(月)に南部水道企業団大会議室にて理事会を開催しました。内容については、次のとおりとなっております。お目通し下さい。

次、2ページをお願いします。報告事項、(1)入札結果について。ナンバー1、送水管布設工事

(R5-1工区)、1億274万8,800円で有限会社咲尚建設さんが落札でございます。

ナンバー2、配水管布設工事(R5-2工区)、8,816万1,700円で有限会社ヤマウチ設備さんが落札です。

ナンバー3、R5国庫補助事業調査測量設計業務、1,089万円で株式会社東陽エンジニアリングさんが落札です。

ナンバー4、消火栓設置工事(R5島1)、608万3,000円で有限会社一城建設さんが落札です。

ナンバー5、令和5年度水道メーター検定満期取替業務、450万7,415円で有限会社伊敷興業さんが落札です。

ナンバー6、配水管移設工事(r5-2)は、入札を中止してございます。説明は表の下の方でございます。

ナンバー6、配水管移設工事(r5-2)は、13者中12者が辞退となり、入札を中止しました。当該工事は、南風原町の污水管布設工事に併せた配水管工事で再び入札する暇がなく、残った1業者、株式会社輝水より見積書を徴取し、486万7,500円で随意契約しております。

次にナンバー7、配水管布設工事(R5-3工区)、4,898万3,000円で有限会社新里産業さんが落札です。

ナンバー8、R5単独事業調査測量設計業務1,089万円で株式会社碧さんが落札でございます。

続きまして、3ページをお願いします。(2)台風6号による施設被災状況について。新川配水池で無線通信異常、フェンス倒壊、計装盤USB故障がございました。

八重瀬第1配水池で手すりの破損がございました。

具志頭配水池で計装盤転倒、地震監視装置故障、無線通信異常、施設看板破損がございました。

摩文仁浄水場で高感度濁度計通信不良、避雷針破損、外灯故障2基、第6号ろ過池流量調整室ドア破損、ポンプ室トタン屋根破損、事務所天井部雨漏り、ガジュマル倒木がございました。

ギーザ第一取水ポンプ場で、第一取水ポンプ場～摩文仁浄水場間で通信制御ケーブルが断線してございます。以上で、修繕費が2,000万円を予定してございます。

続きまして、台風6号襲来時における警戒配備体制についてでございますけれども、7月27日(木)に水道給水対策本部を設置しております。

7月28日(金)に停電に備え、各施設に発電機を設置しております。

8月1日(火)～3日(木)8時30分まで24時間警戒配備3班体制(1班5名)で、水道供給の維持に努めております。このときは停電時でございます。

続きまして、8月4日(金)～7日(月)8時30分まで警戒配備体制(1班4名)で、水道供給の維持に努めております。

あと企業団施設による断水はございませんでしたが、停電により、給水装置に電気を使用するポンプ方式の高層マンションやアパート等で断水があり、企業団に来庁した方には非常用水袋で給水をしております。

続きまして、4ページをお願いします。(3)令和4年度水道事業会計決算審査の講評について。

8月15日(火)に南部水道企業団庁舎において、翁長朝常監査委員、上原勝彦監査委員により、令和4年度水道事業会計決算審査を行いました。決算審査の結果は、9月20日(水)に意見書をいただいております。以上が諸般の報告でございます。

○議長 神谷信夫君

これで、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4. 一般質問

○議長 神谷信夫君

日程第4. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり発言を許します。

3番西銘多紀子議員の発言を許します。

○3番 西銘多紀子君

おはようございます。一般質問をさせていただきます。この一般質問になったのは、台風6号で今回、私の家の給水装置の破損によって、いつも水道料金が4,000円ぐらいなんですけど、今回4万円になって、それから水槽の修理代ということで、結構、周りにこういうことがあったと言ったら、私たちもあったよというのと、あと意見として分かれたのが減免措置があるよというのと、いやないよというのと、大体半々ぐらいであったので、これを皆さんに情報を発信する意味でもいいのかなということで、この質問をさせていただきます。一括質問、一括答弁をお願いいたします。

大問1、台風6号における被害状況と改善点は。質問の要旨としては、台風6号において漏水による被害は多大で、今後もこのようなことは予想される。改善点はないか。

(1) 今回の台風6号における被害状況は。(2)過去の台風時の被害件数等。(3)減免措置基準の詳細を説明せよ。(4)被害状況における減免措置の割合。(5)保険をかけるなどの対応措置はないか。以上です。お願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

(1)についてお答えします。企業団施設の被災については、先程もお話しましたが、通信異常、通信回線の断線、フェンス倒壊等がございました。

需要者側の給水装置等の被害の影響については、メーターカバー破損が二十数件、給水管等の破損が数件、又、停電により給水装置に電気を使用するポンプ方式の高層マンションやアパート等で断水がございました。休憩お願いできますか。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩(10時14分)

再開（10時15分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

（2）についてお答えします。企業団施設の過去十年間の被災状況としては、フェンス等の倒壊被害が数件ございました。

（3）についてお答えします。量水器以降の給水装置からの漏水については、「漏水に関する水道料金減免要領」の規定に基づき申請があったものを審査し減免しております。

減免の対象は、発見困難な地下、コンクリート等壁柱内の配管からの推定漏水量の2分の1を修理完了後減免しております。減免水量は500㎡を上限としております。

続きまして、（4）についてお答えします。給水装置の被災に起因する宅地内漏水量については、減免措置はございません。

（5）についてお答えします。給水装置は、個人の所有物であることから、個々で保険加入を判断することになるものと考えております。以上です。

○議長 神谷信夫君 3番 西銘多紀子議員。

○3番 西銘多紀子君

再質問させていただきます。この多額な金額の支払いになった場合に、こういった対応をされていますでしょうか。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

風水害で影響を受けられたということで、それが漏水が伴うと料金の増額にもなるわけですが、企業団の場合は、給水条例の方で分納、延納ができるということになっておりますので、それを申請していただいて、手続きを踏んで納付していただくか、毎月お支払いいただける額で分納というスタンスを取っています。以上です。

○議長 神谷信夫君 3番 西銘多紀子議員。

○3番 西銘多紀子君

今回の私の被害としては、タンクが屋上であって、その給水に向かうところが破損していて、大雨で聞こえない状況になったんですけれども、大体この状況が多いということで、周りの方でも確認させていただきました。

こういう台風前にこういった被害があるよということで周知していただいたら、タンクの水管を閉めるとか、そういったことも対応できるのかなと思いましたが、台風時にこういったことがあるよという周知は必要かなと思いましたが。以上です。有難うございます。

○議長 神谷信夫君

次に、4番照屋仁士議員の発言を許します。

○4番 照屋仁士君

それでは、続けて質問をさせていただきます。今回の一般質問の文書送付の際に令和4年度の議事録、また前回までの議事録についても同様にいただきました。

この議事録の早期公開、そして配布については、手間のかかる作業であったとは思いますが、私たち議員はもちろん、また声を寄せる町民の皆さんにとっても議会での提案が少しずつでも前に進んでいる。また、疑問や懸念、要望に応じていく当局の姿勢がまさに信頼回復には重要だと思います。

ぜひ、本日の質問にも、両町の住民に応える姿勢で答弁をお願いします。一問一答をお願いします。

大問1、南部水道企業団に対する信用を取り戻せ。(1)給与問題の説明責任が果たされていない。今後も求められる説明に対応してほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

今後も引き続き、真摯に対応してまいります。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

令和4年12月定例会、私は初めての一般質問でこの給与問題を取り上げました。これまで両町議会への説明はなく、文書で説明を求めたときにも越権行為というふうに言われて拒否をされました。この問題を発端に現在も私のもとには様々な声が寄せられています。当時で説明責任をしっかりと果たしていれば、私の認識ではまた下手に問題の本質を隠すかのような処理が不信を招いたと考えています。

現在は、真摯に答弁いただいていると認識していますが、引き続き対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

真摯にこれからも対応してまいります。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

(2)に移ります。ぜひ今後ともその信用を取り戻していくため、理事会、そして私たち議会の役割を尊重していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

企業団として理事会での理事の意見、議会においての議員の意見を尊重してまいります。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

(3)に移ります。引き続き議事録の早期公開についても取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。令和4年分の議事録につきましては、既に公開をしております。令和5年第1回定例会、第1回臨時会、第2回定例会の議事録については現在、議長をはじめ議員の皆様方及び当局において確認・精査中でございます。その後、速やかに公開できるよう努めてまいります。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

ぜひ、引き続きよろしくお願ひします。(4)に移ります。この給与問題、飛び級の対象者3名がアドバイザー会議の提言書により指摘をされています。この給与訂正に基づいた差額をそれぞれ示してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。係長職1名が72万4,665円、課長職2名、お一人が19万8,155円、もう一人が58万5,314円でございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

この金額について、前回までは試算がされていないという答弁でありました。金額の内容について伺いますが、まずこの係長級職員1名、前回の答弁では16年3カ月分の過払いが発生していると私が指摘をして答弁で確認したところです。この金額で間違いはないでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

先程の額につきましては、法に基づき起算日から遡って請求できる額の計算を行っております。おっしゃっている期間の差額の計算はしておりません。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

であれば、これは何年分になりますか。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩(10時25分)

再開(10時26分)

再開します。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

起算日から遡って5年分になります。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

前回指摘したとおり、私はこの声を寄せていただいている町民からは、やはり16年3カ月分、これが過払い金額にあたるのではないかという指摘をされております。今回の金額が5年分ということで確認をして、それ以降のことについては次回以降にしたいと思います。

同じく課長級の職員2名それぞれ金額を提示していますが、これも同様に起算日から5年という理解でよろしいですか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

そのとおりでございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

質問の趣旨としては、私に寄せられる町民の声からすれば、この3名の事象によって給与の訂正がなされたわけです。ある町民からは、3名の未払い、過払いで済んだのに、すべての職員が巻き込まれてしまったのではないかと、そういった声を受けているわけです。それについてどうお考えでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

アドバイザー会議招集以前より関係町の職員から調整会議の中で、新聞報道にある問題以外の条例規則に基づかない給与決定を確認されているという指摘を受けております。それに基づいて、全職員の採用時からの精査をしたものと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いまの答弁でいくと、より詳細にアドバイザー会議の提言に従って調べたというふうに私は理解したいと思います。

次に(5)にいきます。給与問題によって生じた未払い、過払いの実績、また問題解決の為に生じた弁護士費用など、実績値で示して下さい。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。未払額が198万6,253円、過払額が258万1,498円です。

顧問弁護士費用などについては、平成28年11月顧問契約してから令和2年9月に至るまで、

給与問題以外の法律相談を含めまして、678万5,340円でございます。先程も言いましたけれども、これはちょっと分けることが難しいものですから、給与以外の相談も含まれております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

この再三の質問は、私は議事録でやはり町民の皆さんに伝えていきたいという趣旨であります。いま弁護士費用等というふうな表現をして伺いましたけれども、問題解決に要した費用、その年度ごととか、項目ごとに示すことも可能でしょうか。それともいまの弁護士費用だけなんでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

弁護士費用につきましては、年度ごとにお話することはできます。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（10時30分）

再開（10時31分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

弁護士費用等というような表現でいくと、それぞれ年度でいくらかかっているか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。平成28年度に法律相談で14万5,800円、事件調査費用で21万6,000円、平成29年度に法律相談で81万円、給与差額計算システム構築費用で224万1,540円、平成30年度の法律相談で129万6,000円、令和元年度法律相談で130万8,000円、相殺適状事務委託料で10万8,000円、令和2年度法律相談で66万円、合計で678万5,340円でございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

先程、私が趣旨で申し上げたとおり、議事録で町民の皆さんに伝えるという視点でいけば、この給与問題に関しても約1,000万円弱の金額が費やされたというふうに読み取ります。

(6)にいきます。特定地域について、提言書に「今回の問題が全て特定地域出身の職員に該当する事を確認する」とあります。今回、資料で提言書もさらに皆さんにも配っていただいているかと思いますが、それは「飛び級」、また「辞令なし昇給」というものを示すものなのか伺います。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（10時34分）

再開（10時35分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

提言書にある「飛び級」「辞令なし給与位置づけ」については、特定地域とされる出身の職員でございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは少し分けて質問しますけれども、先程指摘された飛び級は3名であります。すべて特定地域の出身者でしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。提言書の飛び級の3名は、特定地域出身職員でございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

次に「辞令なしの昇給」という表現がありますけれども、それについては人数は何名でしょうか。また、併せて、そちらもすべて特定地域出身者と読み取れますが、そのとおりでよろしいですか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。提言書の辞令なし給与位置付けは1名で、特定地域の出身者でございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは、この問題については、私も町民からの問い合わせに応える趣旨ですので、次にいきます。

7番、歴代企業長は何名いらっしゃって、それぞれの出身市町村を示していただきたいと思えます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

復帰前は、管理者と言っておりました。復帰後から企業長と称しております。初代管理者から私を含めまして、歴代15名の企業長がおります。なかには再び歴任された方もおりますが、それもお一人と数えて15名でございます。

それと出身地でございますけれども、配布しました資料に書いてございますので、お目通し下さい。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

資料も付けていただいて有難うございます。この資料ですけれども、例えば年表とか、そういったことにも共通する資料なのかなと思いますが、一般の町民の皆さんが例えばホームページとか、年報とか、何かで読み取ることも可能ですか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

ホームページ等での公開はしてございませんが、記念誌等には記載されております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。今回の質問は、先程の繰り返しになりますが、やはり町民の皆さんの疑問に応えていくという視点ですので、そういった視点で質問をさせていただきました。

また、次回以降もぜひ私も説明責任を果たすために取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（10時39分）

再開（10時39分）

再開します。

これで、一般質問を終わります。

#### 日程第5．報告第2号

#### 令和4年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の

#### 報告について

○議長 神谷信夫君

日程第5．報告第2号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について、企業長より報告を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

報告第2号

令和4年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告します。

表の横棒線は、資金不足が発生していないことを示しておりますので、資金不足は発生しておりません。

令和5年10月6日提出、南部水道企業団企業長 金城政光。

監査委員の意見を添付してございますので、お目通し下さい。

○議長 神谷信夫君

これで、報告第2号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてを終わります。

#### 日程第6．議案第8号

#### 令和4年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び 決算認定について

○議長 神谷信夫君

日程第6．議案第8号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第8号

令和4年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

令和4年度南部水道企業団水道事業会計に係る未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により議決を求めるとともに、令和4年度南部水道企業団水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付して認定を求めます。

令和5年10月6日提出

南部水道企業団企業長 金城政光

内容は、経営課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩（10時40分）

再開（10時41分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

休憩中にもご説明しましたが、当初お配りした決算書を利用して、いまお配りした資料で決算と未処分利益剰余金を説明していきたいと思っておりますので、お目通しの方をよろしくお願ひします。

議案第8号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定の提案内容について、ご説明申し上げます。

まず、いまお配りした決算書の表紙を捲っていただいて、まず目次がございますが、その目次にちょっと私の方が付け加えていますけれども、決算書類というのが地方公営企業法30条で定められた決算すべき書類です。

2の附属書類については、地方公営企業法施行令23条の規定に基づいて決算に併せて提出すべき書類ということで法で規定されていますので、これが決算書に順序よく綴られていることとなります。

次のページをお開きお願ひします。令和4年度南部水道企業団水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

まず、決算書は左端から予算区分、予算額、決算額、増減額、備考となっておりますが、予算区分と決算額を読み上げて説明に代えさせていただきます。決算のところは赤で枠を書いております。

(1) 収益的収入及び支出、収入の部、第1款水道事業収益、決算額17億8,114万5,318円、第1項営業収益、決算額16億5,008万5,105円、第2項営業外収益、決算額1億2,937万6,139円、第3項特別収益、決算額168万4,074円となります。

下の方の表に移ります。支出の部、第1款水道事業費用、決算額15億7,138万9,646円、第1項営業費用、決算額15億3,429万7,681円、第2項営業外費用、決算額3,705万2,769円、第3項特別損失、決算額3万9,196円、第4項予備費は支出はございません。

次のページをお開き下さい。次のページは、(2) 資本的収入及び支出、まず上の方は収入の部です。これも同じく左端から予算区分、予算額、決算額、増減額、備考となっておりますが、予算区分と決算額を読み上げて説明に代えさせていただきます。

収入の部、第1款資本的収入、決算額2億1,661万4,517円、第1項企業債、決算額、企業債の収入はございません。第2項補助金、決算額2億499万4,000円、第3項その他資本収入、決算額1,162万517円、第4項固定資産売却代金、決算額は0円となっております。

下の表に移ります。支出の部、第1款資本的支出、決算額7億3,590万9,835円、第1項建設改良費、決算額6億3,772万9,182円、第2項企業債償還金、決算額9,818万653円、第3項その他資本的支出は、決算額は0円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填財源については、表の下の方に記載してございますので、説明は省略させていただきます。

次のページをお開き下さい。これが令和4年度南部水道企業団水道事業損益計算書です。損益計算書は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間における企業の売上や経費、利益な

どを会計基準に基づき作成したものです。損益計算書に青と赤の説明がはめ込まれていますが、青い枠は公営企業会計特有の収益と費用、それぞれの科目の中身について解説したものです。赤枠は計算書に表示された決算額の主な内訳を書き出しております。

そのまま読み上げていきますので、上段左側の緑の枠で囲んだ項目は、1 営業収益、2 営業費用とかというところです。緑の項目の順に従って赤枠に記載した内容を上の方から順序よく説明していきたいと思えます。

1、第1項営業収益、営業収益の給水収益14億5,273万1,556円は、水道料の収益です。

人口、世帯とも前年度から増加していますが、前年度に比べて436万4,891円、これは税抜きですが、その分だけが減収になっています。人口は増えているけど、収益は増えてないということです。

(2) その他営業収益4,794万3,475円は、水道利用加入金が前年比686万6,000円の増収となっている他、下水道料金徴収事務受託料、他会計への負担金、手数料による収入です。

2 営業費用、(1) 原水及び浄水費の93%が企業局から供給を受ける受水費に充てられています。この受水費は、給水収益の49%に相当します。そして営業費用の50%を占める多額の費用となっております。

3 営業外収益、(1) 受取利息及び配当金は、通年の営業活動を行いながら、普通預金と定期預金から得られた利息です。

(2) 雑収益は、赤枠内に記載した項目による収入となります。

(4) 他会計補助金は、南風原町及び八重瀬町から繰り入れた児童手当による補助金です。

4 営業外費用、(1) 支払利息は、企業債未償還元金の借入利息です。

5 特別利益、6 特別損失については、赤枠でコメントしておりますので、お目通しをお願いします。

損益計算書のまとめとなる部分、当年度純利益、その他未処分利益剰余金の変動額、当年度未処分利益剰余金が剰余金計算書と剰余金処分計算書(案)に反映される項目となります。

参考までに、当年度未処分利益剰余金の解説を青い色の枠で各損益の算出方法を下段の緑色の枠に記載してありますので、お目通し下さい。

次のページお開き下さい。令和4年度南部水道企業団水道事業剰余金計算書です。表の横軸に資本金、剰余金は資本剰余金と利益剰余金に区分され、資本合計となっております。縦軸の方は、前年度末残高、前年度処分数は、議会の議決による処分数で、処分後残高、当年度変動額、当年度末残高となっております。表の左側の赤枠、当年度変動額は、減債積立金を取り崩し企業債元金償還に充てた9,818万653円と、建設改良積立金を取り崩して、建設改良費の補填財源に充てた2億円の合計、それとその他未処分利益剰余金の変動額2億9,818万653円となって、これに当年度純利益1億7,097万1,912円を加えた4億6,915万2,565円が当年度未処分利益剰余金となります。

先程、損益計算書で説明しました当年度純利益1億7,097万1,912円、その他未処分利益剰余金の変動額、当年度未処分利益剰余金4億6,915万2,565円を赤枠で囲んであります。

次のページをお願いします。先程の剰余金の計算書からこちらの方に数値があがってくるわけですが、令和4年度南部水道企業団水道事業剰余金処分計算書（案）です。

右端の未処分利益剰余金4億6,915万2,565円は、純利益1億7,097万1,912円を建設改良費に積み立てて、先程、剰余金計算書で説明しました企業債償還に充てた9,818万653円と建設改良の補填財源として活用した2億円を合わせた2億9,818万653円を資本金に積み立てる剰余金処分案を議会の議決に今回付すことになっております。

なお、企業債元金償還金に充てる減債積立金については、令和4年度末の残高で令和5年度の償還分が可能ですので、令和4年度決算においては、減債積立金への積立はなしということにしております。

次のページをお願いします。6ページ目、令和4年度決算貸借対照表です。貸借対照表は、令和4年4月1日から令和5年3月31日の期間における資産、負債、資本から資産の種別、資金の調達、運用方法など、経営状況を確認する決算書となっております。

まず、はじめに資産の部、1 固定資産、（1）有形固定資産は、アからクの8項目に分類されます。

次に貸借対照表の見方について説明します。青色の枠で囲った有形固定資産のうち、緑色の枠で囲った構築物を例に説明します。青と緑の線が交わった部分の二段書きの上段は、資産の取得価格です。下段が減価償却費の累計額です。取得価格総額に対して、償却累計額と未償却額がほぼ同額という状況にありますので、貸借対照表の切り口としては、経年化資産の廃止と更新のバランスがほぼ保たれているということでもあります。

構築物のうちの水道管の法定耐用年数が40年ですので、40年のうち20年経過した金額と残りの金額ほぼ同じということは、更新してから約半分の経過があると言えることになっております。これは施設の全体です。

次に流動資産、（1）現金預金の額は、令和5年3月31日時点の金額となります。（2）未収金は、令和5年3月31日で請求した水道料金で翌月の4月以降に徴収となる額が未収金として計上されます。

貸倒引当金21万7,257円から令和5年度引当予定額の11万3,000円を残して10万4,257円を損益計算書で収益としています。

（3）貯蔵品は、新規申請書に出庫するための量水器と修理用資材の帳簿価格です。

（4）前払金は、当年度の建設改良費から支払った前払いを計上しております。資産の合計は、81億9,074万8,218円となります。

次のページをお開き下さい。こちらが負債の部になります。3 固定負債は、支払が1年を越える金銭債務となります。

（1）企業債は、未償還元金の残高です。（2）引当金、ア 退職給付引当金は、地方公営企業法改正に伴い、引き当てることになったものとなっております。

4 流動負債は、支払が1年以内の金銭債務で、令和5年度の企業債償還予定額を固定負債から支払いが1年以内の金銭債務である流動負債に振り替えたものです。

未払金は、3月までの営業活動に要した費用で翌月4月以降に支払いとなる費用です。

(3) 引当金、ア 賞与引当金、イ 法定福利費引当金とも令和5年度支給額の3分の1相当額を引き当てたものです。

(4) その他流動負債は、現金を一時的に受け入れ、後日、払い出される預かり金などを計上したものです。

5 繰延収益、(1) 長期前受金は、現有資産のうち、補助金、負担金、寄附金など、他資本により取得した資産に係る合計額です。

次に資本の部、6 資本金、7 剰余金、(1) 資本剰余金、(2) 利益剰余金は、剰余金計算書と剰余金処分計算書案において、その金額を確認することができます。

それで負債の合計が先程の資産の合計と同額の81億9,074万8,218円となります。

次に9ページの方をお開き下さい。いま説明したのが地方公営企業法の規定に基づいて決算に付すべき書類です。これからは決算附属書類ということで、令和4年度南部水道企業団水道事業報告書という形になります。

まず、総括事項の方については、お目通しをお願いします。

次、10ページの方をお願いします。(2) 経営指標に関する事項、この中の下の表で経営指標の推移ということで書かれていますが、その中でも下から二つの項目、管路経年化率、管路更新率、管路の経年化、古くなった古い管をどれぐらい抱えているかという率はアップしていますが、更新率もアップしていますので、このような状況になっております。

11ページの議会議決事項は、お目通し下さい。

12ページ、13ページの工事についてもお目通しをお願いします。

次に、業務の方の説明をしたいと思います。左の上の方、給水人口、年度末給水戸数、給水栓数については増加していますが、逆に下の年間配水量、水の流れを分析したものですけれども、この4項目とも減少しています。人は増えている、家屋も増えているけど、水の量は、一人一日平均にしても、全体の日平均にしても、年間の総配水量にしても減っているということです。これはコロナの影響も含めて生活のスタイルが変わったのも影響しているかなというふうに分析しています。

(2) 事業収入に関する事項の中の営業収益が342万9,315円増えているとありますが、これは営業収益のうち、新規の加入者が支払う加入金がございますので、その分が前年度上回っているので、水の使用料が減った分、ここでカバーしているということになります。

15ページの4番を省略させていただいて、16ページの(2) 企業債及び一時借入金の概要、赤字で囲っていますが、令和4年度末の企業債の未償還残高が8億3,853万9,075円です。年間元利合わせて1億円ちょっと返していますので、いまの経営の収入があればという前提にはなりますけれども、これから予定では年間、約7,000~8,000万円ぐらい減っていくという予定になっています。

次に17ページをお願いします。令和4年度南部水道企業団水道事業キャッシュ・フロー計算書、キャッシュ・フロー計算書は、会計期間の営業活動、投資活動、財務活動の3区分で企業の資金状態を可視化したものとなっております。

キャッシュ・フロー計算書は、まず本業であるⅠ．営業活動によるキャッシュ・フローがプラスであること。Ⅱ．投資活動によるキャッシュ・フローでは、必要な設備投資がされていることで、マイナスであること。Ⅲ．財政活動によるキャッシュ・フローでは、計画的に企業債などの借入金の償還が行われていることでマイナスであることということ、いまこの表の真ん中の方に書いた営業活動がプラスで、投資がマイナスで、財務がマイナスという、このスタイルが企業の営業活動の中の理想形というふうにされています。

それぞれの活動キャッシュ・フローは、これまでの過程や将来計画を前提に当該年度における資金の増加、減少という結果を分析することが重要となります。

令和4年度は、資金の減少はありますが、これは令和3年度から基幹管路の耐震化更新の事業が再開され、それに伴って設備投資が増大したことによるもので、今後このような投資活動が継続していくと、下から3行目、赤で囲っていますが、資金の増加額2億910万3,178円マイナスになっていますけれども、基幹管路の更新事業が今後継続しますので、17億458万5,690円ある現金預金が毎年2億円は事業の補填財源として充てられていくので、目減りしていくという形になります。

ちょっとごちゃごちゃ資料の方も書き加えたりとかして、ちょっと要点を掴んでいるのか、掴めないような説明になってしまいましたが、まず最初の決算議会ということで、これまで議会の開催が行われるたびに、最初は決算書にいろいろと書き加えたものをこれまで使ってきましたので、今回もそうさせていただきますが、ちょっと説明が至らなかったところは、質疑に応じていきたいと思っておりますので、ご審議の方よろしくをお願いします。以上です。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（11時07分）

再開（11時08分）

再開します。

本議場に翁長代表監査委員が出席しておりますので、代表監査委員より令和4年度南部水道企業団水道事業会計決算審査意見書について概要の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 代表監査委員 翁長朝常君。

○代表監査委員 翁長朝常君

皆さん、こんにちは。監査委員の翁長と申します。お手元にある意見書の1ページの方をお開き下さい。この意見書の方を読み上げながら報告したいと思います。

令和4年度決算審査意見書、1．審査の対象、令和4年度南部水道企業団水道事業会計決算。2．審査の方法。

令和4年度決算審査意見書の1ページの方です。大変失礼いたしました。

1ページの方のいま審査の対象ということで、2. 審査の日ということで令和5年8月15日、  
3. 審査の方法、企業長から審査に付された決算及び関係書類について、次のとおり審査を行った。

(1) 法令に定められたすべての決算及び関係書類が具備され、法令に定められた様式に準じて作成されているか。また、それらの計数は、証憑書類と一致しているか確認を行った。

(2) 会計事務は、法令及び会計規程を遵守し、適正な手続きにより処理されているか。また、予算の執行は、適正に行われているか検証した。

(3) 経営は、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則（企業の経済性の発揮・公共の福祉の増進）に従って運営されているか分析、検討を行った。

4 審査の概要、令和4年度水道事業会計決算審査の結果と今後の事業経営について以下のとおり監査委員としての意見を述べる。

(1) から次ページの(2)、(3)の方は、あとでお目通しの方をお願いします。

3ページの方をお開き下さい。3ページの方でまとめというところです。

南部水道企業団水道事業における純利益は、前年度と比較し8,657万7,000余(33.6%)減少しているものの、当年度決算において1億7,000万円余を計上し、これまでと変わらず安定的な経営が行われていると言える。

これからの水道事業は、需要者の節水意識の高まりや、全国の人口規模が小さな水道事業体ほど喫緊の課題とも言える人口減少を背景にした、水道料金の収入減が見込まれているが、幸いにも当企業団を構成する南風原町・八重瀬町では、ゆるやかに微増は続いていくものと考えられる。しかしながら、令和4年度から本格稼働している水道施設整備事業計画と水道施設の老朽化対策や耐震化の課題に取り組み、引き続き適正な水道事業運営による財源の確保を望むものとする。

現在、日本国内に限らず世界的な物価上昇により、原材料・資源価格の上昇による物価高騰がみられ、水道事業においても水道施設では各施設工程を行う上で多くの電力を消費する特性から動力経費が増大していく事が考えられるので、国が行う交付金の活用を検討するよう勧めるものとする。

最後に水道は、日常生活や社会・経済の基盤に直結したサービスであり、人が活動を維持する上で、欠かすことができないものである。企業団は、将来にわたり安心・安全な水を安定的に供給できるよう、また、公共の福祉と使命を果たす上で、これまでと同様に水道事業の効率的、効果的な運営に努めるよう取り組まれない。以上、ご報告いたします。

○議長 神谷信夫君

これで代表監査委員の説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩（11時15分）

再開（11時16分）

再開します。

それでは、これより執行部に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

初めての決算ですので、ちょっと質問させていただきたいと思いますが、今日出していただいた決算書の説明資料、非常にまとめられていて、こういうことだったんだなと思うところもたくさんありますけれども、当初配られた決算書と比較すると、ちょっと理解のために確認したいと思いますが、説明の中でちょっとあったんですが、決算書類については、公営企業法に基づくもので、附属書類については、それではなく、あくまで補足説明と。

わかりやすく言うと、私たちは附属書類の方が見慣れているので、その確認をしているわけですが、そういう理解でよろしいのかということ。

もう1点は、例年この決算にあたっては、今回のように決算書プラス概要報告書については、今日出てきたわけですが、ちょっと中身を見せていただくと、決算書の中身を理解するのに非常に必要な書類だなというふうに思うわけですが、簡単に言うと、これが当日配布になってしまっているものですから、非常に読み取るのに時間がかかるなというところなんですけれども、この辺りの例年のスケジュール感というか、説明の手法について、例年こういう状況なのか教えていただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

先程も説明しましたが、決算書を捲っていただいて目次がありますが、大きく1. 決算書類、これは地方公営企業法第30条決算第7項で作成すべき書類として規定されているものです。いま照屋議員からお話があった決算附属書類は、これは地方公営企業法施行令第23条の決算に併せて提出すべき書類ということで添付させていただきます。

それプラス、私の方で作った決算書にいろいろ補足をさせていただいているものがありますが、これは今回初めて目にされるわけで、なおかつごちゃごちゃしていますので、当日、説明されても説明したものをうまく理解できないとか、読みづらいとかというのがあるかと思いますが、それをまたもうちょっとかみ砕いたものが概要報告書ということで、これは図表を使って家庭用水量が伸びていますよとか、官公署用とか、営業所用が減っていますよという、グラフを使って可視化、目で見て下がっている、上がっているがわかりやすいように作った資料です。

先程、翁長監査委員から決算報告がありました。決算報告のときには、まず最初に概要を説明させていただいて、決算書を私の方で説明して、それから細かいところをうちの帳簿、元帳に入っていくという入口もこれで概要を説明して入っていくという形にしています。

その都度、議会が開催されるたびに議長を中心に議員の方々でどのような手順でやってほしいとか、どういうところにポイントを置いてやってほしいという議会の意見を踏まえて資料を作ってお配りするような形にしていますので、今回は最初の決算議会でもあるんですが、急に当日配っているという、いままでそうしていたから、そうしましたというような我々執行部の方のこじつけの形

にはなっていますが、今後は他の資料でもいいですので、こういうところはこうしてほしい、早めにほしいとか、その辺も議会でいろいろ意見を言っていただければ、企業長に相談させていただいて、早めにお配りしようかなと思っています。

ただ、招集通知にある決算書は、あれは法で定められた決算書であって、私が作っているのは、あくまでも決算に付すべき書類ではなく、それを補足したやつということがあるので、前以て配布を控えさせていただいたというところがありますので、その辺ご理解していただいて、早めにほしいということであれば、企業長に相談して対応してまいりたいと思います。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。実務に関しては、初めての展開だったものですから、また可能な提案を行っていきたいと思います。

少し質疑をさせていただきたいと思いますが、この決算資料の11ページと12ページであります。まず、11ページの工事の状況ですけれども、ここで国庫補助事業での更新する工事、基幹管路4,267メートルということでもありますけれども、これの比較はどちらかですることができるかどうか教えていただきたいというのと。

あともう1点、12ページの方で(2)経営指標に関する事項の中段から少し下の方に法定耐用年数を経過した管路の割合、下の表でいくと、下から2番目の管路経年化率について、9.32ということで、先程、当然、更新率も上がっているという説明はありましたけれども、このあたりが大きな課題だというふうに私も認識しています。1.06%ということで、更新率は上がっているんだけれども、劣化も激しいというのが読み取れるわけですけれども、そういった理解でいいのか。その2点をちょっと教えていただきたい。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私の方からは法定耐用年数を経過した管路の延長の割合を示す管路経年化率の上昇について、私の方は資産を管理している側からの切口で説明させていただきたいと思います。

先程も私の説明の中で、構築物のほとんどが管路です。管路は法定耐用年数で40年というふうに定められております。投資した資金を40年かけて減価償却費としてお金が出ないけど、費用として計上して、それを回収していく、これは次の更新に充てるための費用なんですけど、それともう一つ、国土交通省の方でも国土強靱化とか、インフラの長寿命化ということが言われていますが、法定耐用年数40年なんですけど、実質40年でまだまだ使えるよねというのがあって、これを50年にする、60年にするという更新基準年というのを企業団も独自で定めて、40年のやつを50年、60年使えるとなると、当然、経年化率は上昇していきます。

だから、この経年化率という率だけで捉えてしまうと、こんなに古くなっているのに、何で更新が進まないんだという話にもなってきますけど、これには長寿命化を図って、10年、20年、長寿

命化をしていますので、その分も率の上昇になって表れてきます。

そのときに照屋議員がおっしゃるように大事なのが更新率を上げていかないと、そうは言っても溜まっていくよねという形になりますので、その辺はまた事業の方で国の補助事業の採択を受けていま進めています。

あと事業の更新内容については、また担当課長の方から補足があると思いますので、私の方からは以上で終わります。

○議長 神谷信夫君 施設課長。

○施設課長 上里健君

施設更新についての内容なんですけれども、先程も経営課長からありましたように、国庫補助事業の方で令和3年度から令和11年度の事業計画を立ててきました。その方で担当部署の厚労省の方から補助事業として事業採択を得て、総事業費で35億円の基幹管路の更新事業をしています。これが3年度から進めているんですけれども、5年度もいまやっている状況なんですけれども、実質9年の事業計画なんですけれども、大体4億円ぐらいの事業費になるんですけれども、やはりどこの市町村もそうなんですけれども、補助事業のカットがあって、4億円の事業を要望を出したとしても最終的には半分の2億円ぐらいしかつかないという形です。

そういった形で、事業費がやりたくてもできないというのもあるんで、そういうところでいま言った更新率が延びてこない。そういうところも含みながら、今後もそういうつかないものも補助事業で一応要望していくんですけれども、補助事業に該当しない部分については単費でも計画していますので、そういう形なるべく更新率を上げながら、施設の維持機能をさせていって、安定な給水を進めていきたいという考え方でありますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（11時29分）

再開（11時29分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 施設課長。

○施設課長 上里健君

令和4年度にやった事業費の延長というのが総事業になっております。いま言った質問の中でも個別年度でどの工事をどのぐらいやったのかということの説明を求めているということですのでよろしいんでしょうか。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（11時29分）

再開（11時30分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 施設課長。

○施設課長 上里健君

この決算書の中では、この表示はされていません。ただ、担当からして補助事業で計画していますので、その中で、今年度は事業費どのぐらい使った、残りいくらという形の事業費、延長についてもそういう形で資料はありますけれども、決算書の中ではちょっと見ることはできません。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

説明有難うございます。趣旨としては、両町民に私たちが伝えたいというのは、その経年劣化している管路をちゃんと適切に更新しているよとか、担保しているよという説明をしたいわけですよ。そういったところが読み取れるような記載を少しやっていただきたいなど、いま十分説明の中では、耐用年数の長寿命化も含まれてのこういうことだというふうに理解しますので、それも含めて、そういうのがちょっと読み取れるように工夫の方をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

この決算書は本当にいい説明で有難うございました。先程、資金の残高が1億9,000円余という話で、約2億円ぐらいの事業ができるという話でありましたけれども、国庫補助と合わせて、まず第1点に現在いくらぐらいの事業ができるか。

そして、第2点に監査委員から指摘がありますように、国庫補助を使って展開してくれというような話もありますけれども、管路更新もそうですけど、決算認定は次年度の計画に繋がると思いますので、次年度のこういう展開をどういうふうにやられるか、もし案がありましたら教えていただきたいと思えます。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私の方からはいま質問があった水道施設の更新に投資した金額ということで、先程、私がお配りさせていただいた資料の17ページにキャッシュ・フロー計算書があります。このキャッシュ・フロー計算書の中の真ん中の方、投資活動によるキャッシュ・フローというのがあって、その中で水道施設の更新に投資をした金額5億7,752万1,706円というのがありますが、これが工事も含めて、固定資産にはいろんな機械も器具もありますが、それを取得するために使った金額がこの5億7,752万1,706円ということになりますので、これだけが現金預金も含めて投資した金額というふうに捉えていただければよろしいだろうと思えます、また、どういう事業にということになると担当の方から説明があると思えますので、私の方からは以上です。

○議長 神谷信夫君 施設課長。

○施設課長 上里健君

今後の事業の展開としましては、先程も言った補助事業、事業採択を得た基幹管路の耐震化事業を優先的に進めていく方向であります。

それを踏まえて、国庫補助事業の対象とならない事業や工事については、企業団の配水ブロック再編事業がありまして、その方は単費の方でいま事業計画を進めていきたいという考え方でありまして、そういう形で今後もこの2点を中心に施設整備を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 神谷信夫君 1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

さっきの事業名ですが、もう一回はっきり、ゆっくりお願いします。何か意味がわからなかったのです。

○議長 神谷信夫君 施設課長。

○施設課長 上里健君

企業団においては、国庫補助事業で基幹管路の耐震化の工事をいま進めています。これは令和11年度までであります。まずは、これを優先的に進めていくという形です。それに合わせて単独事業、企業団の自己資金に充てる工事費なんですけれども、この方はブロック再編、各給水区域をブロック化していますので、その再編に伴って管路の造形が大きくしないというか、いまの50ミリの管を100ミリにしないといけないというところの計算に基づいた管路更新計画がありますので、それも単独事業として含めながら、この2点を優先的に今後展開していくという考え方でありますということです。以上です。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定についての採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員であります。したがって、議案第8号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定については、原案どおり可決されました。

日程第7. 議案第9号

令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

○議長 神谷信夫君

日程第7. 議案第9号・令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第9号

令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、別紙のとおり提出しますので議会の議決を求めます。

令和5年10月6日提出

南部水道企業団企業長 金城政光

補正予算書の1ページをお願いします。

議案第9号

令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正) 第2条 令和5年度南部水道企業団水道事業会計予算(以下「予算」という。)」第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的収入及び支出、収入、1款3項特別利益、補正予定額が69万円でございます。

続きまして、支出の方、1款1項営業費用、補正予定額が700万円でございます。1款3項特別損失、補正予定額が1,200万円でございます。

続きまして、(資本的収入及び支出の補正) 第3条、表の方から説明いたします。資本的収入及び支出、収入、1款3項その他資本収入、補正予定額が139万1,000円でございます。

次のページをお願いします。支出、1款1項建設改良費、補正予定額が1,170万円でございます。1ページに戻っていただいて、3条のこの文章の説明をいたします。こちらの方は、収入が不足する分の補填の説明でございます。

「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が3億4,358万4,000円」を「3億5,389万3,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,211万6,000円」を「2,305万2,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金2億3,277万4,000円」を「2億4,214万7,000円」に改めて補填するというところでございます。

次、2ページをお願いします。(債務負担行為)第4条 予算第5条に定めた債務負担行為に次の事項、期間及び限度額を追加する。事項、検針・調定支援業務。期間、令和5年度から令和8年度まで。限度額9,478万5,000円。令和5年10月6日提出、南部水道企業団 企業長 金城政光。

詳細につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

4ページ目をお開き下さい。よろしいでしょうか。私の方からは、令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算実施計画をご説明いたします。

はじめに、収益的収入及び支出について説明いたします。収入、1款3項1目その他特別利益69万円の増は、南風原町字照屋地内の下水道工事に伴う給水管切替え等の工事費損失補償によるものでございます。

支出、1款1項2目配水及び給水費、修繕費700万円の増は、南風原町字照屋・津嘉山地内の下水道整備事業等に伴う配水管仮設工事及び給水管切替え工事によるものでございます。

次に、3項2目災害による損失、施設修繕費1,200万円の増は、企業長からの諸般の報告にもありましたように、台風6号による配水池、ポンプ場及び摩文仁浄水場各施設の修繕によるものでございます。

5ページ目をお開き下さい。続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入、1款3項1目寄附及び負担金139万1,000円の増は、南風原町字照屋地内の下水道工事に伴う配水管移設補償によるもので、下水道工事に支障となる配水管の移設を補償費として収入するものでございます。

支出、1款1項1目原水及び浄水施設費800万円の増は、台風6号の影響でギーザ第一取水ポンプ場から摩文仁浄水場の間の通信制御ケーブルが断線したことを受けて工事費を計上したものでございます。

次に2目配水及び給水施設費370万円の増は、八重瀬第二配水池電磁流量計の取替工事費を計上したものでございます。

また、令和5年度予定キャッシュ・フロー計算書及び令和5年度の予定貸借対照表を添付してございますので、お目通しいただきたいと思っております。以上で、令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは質問させていただきます。まず、台風による修繕については了解いたしました。

4ページにある照屋地内、また照屋・津嘉山地内の下水道工事ですけれども、これは理解として

は、南風原町が行う下水道工事に伴っての上水道の切り回しとか、そういった工事というふうに理解していいかどうか、これが1点です。

あともう1点は、先月でしたか、南風原地内での上水道かどうかわかりませんが、水道管の破裂事故があったというふうに報告を受けていますが、これの修繕についてはどうなのか教えていただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 施設課長。

○施設課長 上里健君

照屋議員からありました下水道に伴う工事については、南風原町発注の下水道工事に関わる水道管、給水管及び企業の配水管を含めた移設費用という形になると思います。以上です。

○議長 神谷信夫君 管理課長。

○管理課長 兼城純君

私の方からは、先月、照屋地内の方で漏水がありました。その件の予算については、修繕費、当初から組んでいる予算がありますので、その辺で対応しております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

今回、補正予算ですので、今回の南風原町で行う下水道工事に伴うということであれば、補正して増やす理由と言うんですか、南風原町側が予定しなかったところをやるとか、それともやむを得ずそこをどうしても計画的にいつかはやらないといけないところだったとか、そういう理由があると思いますけれども、その辺りについて再度補足をしてほしいということと、あと後段の照屋地域の漏水については、速やかに復旧されるという理解でよろしいか、もしくはされたとか、その辺を再度お願いします。

○議長 神谷信夫君 施設課長。

○施設課長 上里健君

第1号で補正予算をあげた理由としては、当初は南風原町として工事を予定してますと、ただ、補償の算定について、どの区間をやるかというのが決まなくて、ある区間は決まっているんですが、どの範囲というのが決まなくて、そういう形で算定するのにある程度決まっているいろいろ手続き、契約までした上で移設工事して、最終的に精算までして、確定した額が契約となりますので、契約した時点での計上という形で、こういう時期の補正予算という形の計上となっています。以上です。

○議長 神谷信夫君 管理課長。

○管理課長 兼城純君

照屋地内の漏水修理については、既に管の修理については終わっております。あとどうしても掘削をしての修繕になりますので、舗装の部分については、いま仮舗装の状態でありますけれども、これからまたもうちょっと地盤が落ち着いてから本舗装をやるという流れとなっています。以上で

す。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号・令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員であります。したがって、議案第9号・令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により令和5年第3回南部水道企業団議会定例会において議決されました事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回南部水道企業団議会定例会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員(議席番号3番) 西銘 多紀子

署名議員(議席番号4番) 照屋 仁士